

郡山市犬評価人に関する要綱

平成 9年4月1日制定

平成 19年4月1日一部改正

平成 25年4月1日一部改正

平成 27年4月1日一部改正

【保健福祉部保健所生活衛生課】

(趣旨)

第1条 この要綱は、狂犬病予防法施行令(昭和**28**年政令第**236**号。以下「政令」という。)第5条の規定に基づく評価人(以下「評価人」という。)に関し、その職務、任命又は委嘱の条件その他必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この要綱に定める評価人の名称は、「郡山市犬評価人」とする。

(任命)

第3条 評価人は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱するものとし、その数は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 3人
- (2) 保健所職員 4人以内

2 評価人の任期は、3年とする。ただし、評価人が欠けた場合における補欠の評価人の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価人の業務の範囲)

第3条 評価人に取り扱わせる業務は、次のとおりとする。

- (1) 政令第5条の規定に基づく犬の評価額の決定に関すること。
- (2) 前号に掲げる評価額の記録に関すること。

(評価人会)

第5条 前条に定める評価額を決定するため、評価人会を開催する。

2 評価人会は、必用のつど保健所長が招集し、評価額の決定は、会議によって行う。

(報奨金)

第6条 第3条第1項に該当する評価人に対しては、市長が別に定める報奨金を支給する。

2 前項の報奨金は、勤務した月分を翌月に支給する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成**19**年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成**25**年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成**27**年4月1日から施行する。